

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地13(法人事業税:義)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金を相当する額を控除する。 また、配電事業制度が導入されたことに伴い、配電事業者が受け取る託送料金のうち、一般送配電事業者に支払う定期支払額に相当する額を控除する。
			《要望の内容》 現行制度の適用期間を3年間延長する
			《関係条項》 地方税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 平成31年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		平成12年度 創設 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長 令和5年度 3年間の延長及び拡充
8	適用又は延長期間		延長期間: 3年(令和8年4月1日～令和11年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事

			業者の事業機会の拡大を目指す。																				
			《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成 25 年 4 月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成 28 年度 4 月 1 日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																				
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。																				
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。																				
10	有効性等	① 適用数	適用事業者数 <table><tr><td>令和元年度</td><td>584</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>654</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>711</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>721</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>729</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>757</td></tr><tr><td>令和 7 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 8 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 9 年度(見込)</td><td>776</td></tr><tr><td>令和 10 年度(見込)</td><td>776</td></tr></table> 【算定根拠】 配電事業者については、令和 7 年 8 月時点で 0 社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。 令和 7 年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規	令和元年度	584	令和 2 年度	654	令和 3 年度	711	令和 4 年度	721	令和 5 年度	729	令和 6 年度	757	令和 7 年度(見込)	776	令和 8 年度(見込)	776	令和 9 年度(見込)	776	令和 10 年度(見込)	776
令和元年度	584																						
令和 2 年度	654																						
令和 3 年度	711																						
令和 4 年度	721																						
令和 5 年度	729																						
令和 6 年度	757																						
令和 7 年度(見込)	776																						
令和 8 年度(見込)	776																						
令和 9 年度(見込)	776																						
令和 10 年度(見込)	776																						

		登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 7 年 8 月時点と同様の数値としている。																																												
②	適用額	適用額(百万円) <table><tr><td>令和元年度</td><td>1,497,683</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>1,421,746</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>3,768,016</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>3,299,340</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 6 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 7 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 8 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 9 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr><tr><td>令和 10 年度(見込)</td><td>3,596,395</td></tr></table> 【算定根拠】 令和 6 年度以降について、令和 6 年度の適用額は現時点で確定していないことに加え、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 5 年度と同様の数値としている。 出典: 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」	令和元年度	1,497,683	令和 2 年度	1,421,746	令和 3 年度	3,768,016	令和 4 年度	3,299,340	令和 5 年度	3,596,395	令和 6 年度(見込)	3,596,395	令和 7 年度(見込)	3,596,395	令和 8 年度(見込)	3,596,395	令和 9 年度(見込)	3,596,395	令和 10 年度(見込)	3,596,395																								
令和元年度	1,497,683																																													
令和 2 年度	1,421,746																																													
令和 3 年度	3,768,016																																													
令和 4 年度	3,299,340																																													
令和 5 年度	3,596,395																																													
令和 6 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 7 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 8 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 9 年度(見込)	3,596,395																																													
令和 10 年度(見込)	3,596,395																																													
③	減収額	減収額(百万円) <table><tr><td>令和元年度</td><td>19,470</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>14,928</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>39,564</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>34,643</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 6 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 7 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 8 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 9 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr><tr><td>令和 10 年度(見込)</td><td>37,762</td></tr></table> 【算定根拠】 下記のとおり計算。他方、令和 6 年度以降については、令和 6 年度の適用額は現時点で確定していないことに加え、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和 5 年度と同様の数値としている。 <table><tr><td></td><td>適用額</td><td></td><td>事業税率</td><td></td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>3,768,016</td><td>×</td><td>(1.05%)</td><td>=</td><td>39,564</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>3,299,340</td><td>×</td><td>(1.05%)</td><td>=</td><td>34,643</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>3,596,395</td><td>×</td><td>(1.05%)</td><td>=</td><td>37,762</td></tr></table>	令和元年度	19,470	令和 2 年度	14,928	令和 3 年度	39,564	令和 4 年度	34,643	令和 5 年度	37,762	令和 6 年度(見込)	37,762	令和 7 年度(見込)	37,762	令和 8 年度(見込)	37,762	令和 9 年度(見込)	37,762	令和 10 年度(見込)	37,762		適用額		事業税率		減収額	令和 3 年度	3,768,016	×	(1.05%)	=	39,564	令和 4 年度	3,299,340	×	(1.05%)	=	34,643	令和 5 年度	3,596,395	×	(1.05%)	=	37,762
令和元年度	19,470																																													
令和 2 年度	14,928																																													
令和 3 年度	39,564																																													
令和 4 年度	34,643																																													
令和 5 年度	37,762																																													
令和 6 年度(見込)	37,762																																													
令和 7 年度(見込)	37,762																																													
令和 8 年度(見込)	37,762																																													
令和 9 年度(見込)	37,762																																													
令和 10 年度(見込)	37,762																																													
	適用額		事業税率		減収額																																									
令和 3 年度	3,768,016	×	(1.05%)	=	39,564																																									
令和 4 年度	3,299,340	×	(1.05%)	=	34,643																																									
令和 5 年度	3,596,395	×	(1.05%)	=	37,762																																									
④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場にお																																												

			ける、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 電力取引報 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 - 《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 -
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産 12)